

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栗原市長 佐藤 智

市町村名 (市町村コード)	栗原市 (042139)
地域名 (地域内農業集落名)	栗駒 71集落(耕英、玉山、滝の原、大峰森、桑畑、万代、東向、西向、高田、金丁、前田、山田、茂庭町、六日町、八日町、四日町、東方区、下小路、上小路、高松、清水田、宝領西、宝領東、大鳥西、大鳥中、大鳥東、八幡上、八幡下、山神、伊治城、下館、定官寺、菱沼、菱沼沖、栗原西、栗原東、栗原沖、鳥沢北、鳥沢下、深谷、鳥沢東、里谷東、里谷西、鳥沢南、中野上、鍛冶屋、中野中、田町、上野、猿飛来上、猿飛来中、猿飛来下、猿飛来東、荒砥沢、新田、柿の木、別当、中里、荒屋敷、川西、山口上、山口下、中文字、下文字上、下文字下、芋埵、渡丸、泉沢、田高田、町田、西田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

栗駒地域は、二迫川や三迫川水系の平坦地において基盤整備事業が実施され、認定農業者や集落営農組織を中心に、大型機械の導入など効率的な作業体系により、水稻やWCS用稲を主体とした作付けが行われている。一方、北部や南部に広がる丘陵地は、小区画で水利条件の悪い農用地も多く、水稻や飼料作物を主体とした作付けが行われているが、水路や法面の維持管理に時間と労力を要するため、不作付地が増加傾向にある。

また、本地域は、家畜の飼養頭数が多く、耕畜連携による水田を活用したWCS用稲などの飼料作物生産や主食用米の化学肥料や農薬の低減による環境保全型農業の取り組みが行われており、今後もこの取り組みを定着・拡大させていくことが必要である。

なお、基幹的農業従事者のうち、70歳以上の割合が50%を超え、高齢化が進展するほか、丘陵地ではイノシシやクマなどによる農用地や農作物への被害が深刻な問題となるなど、遊休農地の拡大が懸念されている。このため、集落全体の取り組みによる農地の維持・管理や獣害対策、他地域からの新規参入者の受け入れなど新たな担い手の確保が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画に位置づけられた農業者を中心に、水稻やWCS用稲のほか、農産加工や畜産、園芸などの複合経営など、多様な農業が営まれている地域であり、引き続き、農用地の集積、集約化の推進、スマート農業など先端技術の導入により、生産性を高め、農業経営の安定に資する取り組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,641.24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,641.24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけられた農業者を中心に農用地の集積、集団化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
①農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用した農用地の集積、集約化を推進する。 ②農地中間管理機構の活用が進まない地域においては、改めて活用方法等について周知を行い、機構の活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
①事業実施中である稲屋敷・袋地区（144.9ha）について、令和7年度工事完了を目指す。 ②未整備地域においては、用排水路など施設の老朽化が進んでいるため、地域の意向などを踏まえ、必要に応じて整備検討を行う。 ③多面的機能支払交付金を活用している地域では、水利施設や農道などの点検・管理のほか、老朽化に伴う長寿命化対策を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
①認定農業者などの経営の安定化・発展を図るため、機械等の導入には国などの補助事業活用を進める。 ②新規就農者については、国などの補助事業活用を進め、経営開始に必要な機械等の導入支援のほか、関係機関と連携し、就農定着支援に取り組む。 ③地域農業の持続的発展には、認定農業者などの農業者だけでは困難であることから、営農を継続する意向の兼業農家、他地域からの新規参入者の受け入れなどにより、多様な農業者の確保、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託については増加傾向にあるため、特定農作業受委託契約書の作成支援を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、イノシシやクマなどによる農用地や農作物への被害が深刻な問題となっていることから、補助事業などを活用し、電気柵の設置など被害対策を進める。
②国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システム構築のため、環境負荷低減に配慮した農業生産活動を推進する。
③高齢化や担い手の減少に伴う労働力不足を解消するため、水稻直播栽培のほか、スマート農業など先端技術を導入し、農作業の効率化、省力化を推進する。
④水田活用の直接支払交付金に係る交付対象水田の厳格化により、畑地化促進事業の対象となる水田は、畑地化による本作化を推進する。
④基盤整備事業などを契機に園芸作物を作付けした農用地において、ほ場の団地化や、省力、低コスト技術の導入を推進する。
⑦⑧多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度を活用し、水路や農道など地域資源の適切な保全管理を推進する。
⑨気候変動や社会情勢の影響により、飼料価格が高止まりしていることから、自給粗飼料の生産拡大や肥料の経費節減のため、耕畜連携の取り組みを一層推進する。